

若年技能者育成企業支援事業費助成金に係る Q&A

Q1 補助の対象者は？

○次の①～④の要件をすべて満たす事業者が助成の対象となります。

- ①大分県内に主たる営業所を有する事業者で、大分県中小企業活性化条例（平成25年大分県条例第17号）第2条第1項に定めるもの（発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有する若しくは総額の3分の2以上を大企業が所有する企業又は大企業の役員若しくは職員を兼ねる者が役員総数の2分の1以上を占める企業を除く。）
- ②事業実施年度の4月1日時点で原則満40歳未満の常勤の従業員に対し、当該年度の技能検定試験の受検手数料の全額を負担した事業者
- ③技能士資格について月額1,000円以上の資格手当制度を設けている又は新設することを予定しているもの
- ④従業員に対して技能検定試験受検に向けた支援を行った事業者

Q2 補助金額は？

○県の予算の範囲内において、受検者1人につき下表の金額を助成します。

当該年度の1事業主あたりの補助対象受検者は最大3名までとします。

1人あたりの助成額一覧表			
受検級		実技・学科両方受検	実技のみ受検
特級・1級		23,000円	22,000円
2級	一般		
3級	23歳以上	19,000円	17,000円
	23歳未満		

（例）2級の実技・学科を3名が受検 23,000円 × 3名 = 69,000円

Q3 技能検定以外の資格試験も補助の対象になりますか？

○大分県職業能力開発協会が実施する技能検定（前期・後期実施分）以外の資格試験については、当事業の補助の対象とはなりません。また、随時試験についても対象外です。

Q4 受検者自身が受検手数料を負担した場合も補助の対象になりますか？

○なりません。受検手数料の全額を事業者が負担した場合に限ります。

Q5 補助対象条件④「従業員に対して技能検定試験受検に向けた支援を行った事業者」とは具体的にどのようなことをすればよいのでしょうか。

○以下のようなことが、例としてあげられます。

どのような支援を行ったか報告書を提出していただきます。

- (例)・技能検定試験対策講座の受講支援
- ・練習材料の支給
 - ・上司による技術的指導 など

Q 6 同一の従業員が、不合格による再受検や別の職種の受検などで複数回この助成金を活用することはできますか。

○できません。同一の従業員に関する助成は1回までです。

Q7 過去に大分県若年技能者育成企業支援事業費補助金(R元年度～R7年度に実施)を活用した従業員について、今回の助成金は対象でしょうか。

○過去に大分県若年技能者育成企業支援事業費補助金を活用した従業員についても対象となります。

Q8 「技能検定試験受検を確認できる書類の写し」とはどのようなものですか？

○技能検定試験実施機関の発行する結果通知書の写しを添付してください。

Q9 「受検者の常勤性が確認できる書類」とはどのようなものですか？

○社会保険被保険者証、標準報酬月額決定通知書、出勤簿や給与台帳などがそれに該当します。

Q10 「資格手当等の内容が確認できる書類の写し」とはどのようなものですか？

○就業規則や就業規則変更届（これから資格手当を整備する場合）、給与明細（資格手当欄があるものに限る）などがそれに該当します。